

総行選第23号
令和7年4月2日

各都道府県知事
各都道府県選挙管理委員会委員長
各指定都市市長
各指定都市選挙管理委員会委員長

） 殿

総務大臣

公職選挙法の一部を改正する法律の施行について（通知）

今国会において成立をみた「公職選挙法の一部を改正する法律」（令和7年法律第19号。以下「第19号改正法」という。）及び「公職選挙法の一部を改正する法律」（令和7年法律第20号。以下「第20号改正法」という。）が本日公布され、第19号改正法については公布の日から起算して1月を経過した日（令和7年5月2日）から、第20号改正法については令和8年1月1日から施行されます。

第19号改正法による公職選挙法（昭和25年法律第100号）の改正は、最近における選挙運動用ポスターをめぐる状況に鑑み、選挙の適正な実施の確保に資するための措置を講ずることを目的として行われました。

第20号改正法による公職選挙法の改正は、令和4年12月と令和5年4月に行われた衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会の自由討議を基に、令和5年6月にとりまとめられた「選挙運動等のあり方に関する報告書」において、「公職選挙法等の改正に向けて、おおむね認識の一致が見られた項目」として挙げられたもののうち、選挙運動に関する規格の簡素化等を図るための措置を講ずることを目的として行われました。

貴職におかれましては、第19号改正法及び第20号改正法の内容を十分御理解いただくとともに、これらによる改正後の公職選挙法の運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、各都道府県知事及び各都道府県選挙管理委員会委員長におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村の選挙管理委員会委員長

に対しても、格別の御配慮をお願いします。

なお、第 20 号改正法の施行に伴い、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）について所要の改正を行うこととしており、その内容については、別途通知する予定です。

記

第 1 ポスターの品位保持等に関する事項

- 1 ポスター掲示場に掲示するポスターの記載に関する義務の新設（第 19 号改正法による改正後の公職選挙法第 144 条の 4 の 2 関係）
 - (1) ポスター掲示場に掲示する個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターには、その表面に、ポスターを使用する公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければならないものとされたこと。
 - (2) 公職の候補者は、その責任を自覚し、ポスター掲示場に掲示する個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターには、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくもポスター掲示場に掲示されるポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならないものとされたこと。
- 2 ポスター掲示場に掲示したポスターにおける営業宣伝に係る罰則の新設
ポスター掲示場に掲示したポスターその他の文書図画において特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をした者は、100 万円以下の罰金に処するものとされたこと。（第 19 号改正法による改正後の公職選挙法第 235 条の 3 第 2 項関係）

第 2 選挙運動に関する規格の簡素化等に関する事項

- 1 公職の候補者の選挙運動用自動車の規格制限の簡素化
公職の候補者が主として選挙運動のために使用することができる自動車の規格を、全ての選挙について、乗車定員 10 人以下で車両総重量 3.5 トン未満とするものとされたこと。（第 20 号改正法による改正後の公職選挙法第 141 条第 1 項及び第 6 項関係）
- 2 公職の候補者の選挙運動用ポスターの規格の統一
公職の候補者が選挙運動のために使用するポスター（いわゆる「5号ポスター」）の規格を、全ての選挙について、個人演説会の告知の記載の有無にかかわらず、長さ 42cm、幅 40cm 以内とするものとされたこと。これに伴い、個人演説

会告知用ポスターを廃止するものとされたこと。（第 20 号改正法による改正後の公職選挙法第 143 条第 1 項及び第 13 項関係）

第 3 施行期日等に関する事項

1 施行期日

- (1) 第 1 については、公布の日から起算して 1 月を経過した日から施行するものとされたこと。（第 19 号改正法附則第 1 項関係）
- (2) 第 2 については、令和 8 年 1 月 1 日から施行するものとされたこと。（第 20 号改正法附則第 1 条関係）

2 適用区分

- (1) 第 1 の事項に係る規定は、第 19 号改正法の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、第 19 号改正法の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によるものとされたこと。（第 19 号改正法附則第 2 項関係）
- (2) 第 2 の事項に係る規定は、第 20 号改正法の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、第 20 号改正法の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によるものとされたこと。（第 20 号改正法附則第 2 条関係）

3 検討

選挙に関するインターネット等の利用の状況、公職の候補者間の公平の確保の状況その他の最近における選挙をめぐる状況に対応するための施策の在り方については、引き続き検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとされたこと。（第 19 号改正法附則第 3 項関係）

以上